

工廠ノ特別施設ヲ見字サシテ世實ヲ豫定示アリマシタガ色々
行キ違ヒガアリマシテ色々為ニ特ニ準備シテ吳レテ迷惑ヲ掛
ケタ下テ此ノ機会ニ厚ク申上ケマス (日程ニ入ル)
第十三、労働者ノ災害補償ニ関スル件

(七) 此ノ問題ハ廿七日自前ノ労働會議ノ議案ニ残リテ居ル
此等ノ事ニ付テ解明點ガ如何ナル考エヲ持ツカ、労働代表及顧
問ヲ送ルニ付テ各組合ハ此ノ問題ニ對シ如何ナル考ヲ持ツ可
居ルカ充分ニ注意ノアル新ヲ当局ニ知ラシメタイト思フ、昨年
社会局カラ送ラレタモノニヨリテ見ルト件々之を整理示アルカラ一朝
ヘタニ論決ルコトハ出来ナイカラ 聯盟トシテ調査研究ノ方針
ヲ達テ、書々ノ意見ノアル所ヲ發表シタイト言フ研究事項ト
シテ提出シタモノアリマス、研究事項トシテ出シタモノアルカ

ラ其ノ續キテ協議中レタ有

(米外六) 質問シマス、研究有法トシテ提案者ニ具体定不カ
アルニ参考迄ニ伺ヒタ有

(米外七) 時日ガヤカシタ為ニ具體ニ答ハテマセン、此カラ此ヨサンノ
此問題ニ對スル處ヲ解キ聯盟トシテ相當ノ機關ニ設ケテ世實
ヒタノト世實ヲ示アリマス、労働者ノ定期サレナイ傷害ヲ受ケテ作
業中テナクテモ其ノ傷ヲ原因トナシテ死セシタリヤンカシタ時
華ヲ研究スベク議案トシテ持テ込メタノアリマス

(十八) 此問題ニ對シテ詳細ニ調査部ノ調査ノ程度ヲ
出来テ居ルニ伺ヒタ有

(米外十一) 其止合ニ調査部ガ設ケテアルガ中央委員ニ於テ之ヲ調
査部ニ於テモ調査ノ具體的ニ進メテ居ルヤイ調査部ハ完全